

市議会からのお知らせ

第2回定例会を開催

【問合せ先】議会事務局議会係 ☎②3194

第2回定例会は、6月12日から30日までの19日間を会期として開催し、市長と議員が提案した議案を審議し、すべて原案どおり可決しました。

大綱質問

今回の定例会は一般選挙後初めての定例会で、8人の議員から大綱質問の通告があり2日にわたって建設的な議論が行われました。



| 質問順 | 質問者 | 質問項目 |
|-----|------|---|
| 1 | 澤田議員 | ①第8次三笠市総合計画について(進捗状況と中期実施計画) ②人が元気に働けるまち三笠について(農業と生産性向上に向けた取組み) ③人が安心して暮らせるまち三笠について(市立三笠総合病院の維持・充実) ④人が未来に向かって夢を育めるまち三笠について(遊休地の利活用) |
| 2 | 齊藤議員 | ①市長政策の5本柱について(人口減少対策と医療環境確保の考え方、経済・産業活性化の考え方、市民コミュニティ拠点の充実と考え方、歴史伝統を守る記念施設整備の考え方) ②教育行政について(新教育委員会制度の考え方、今後の市立高校の考え方) |
| 3 | 丸山議員 | ①市政について(統一地方選挙、移住定住政策、第8次総合計画の人口の見直し、職員の早期退職・市役所の部制、豚舎の臭気問題、健康遊具の設置) |
| 4 | 畠山議員 | ①人が元気で働けるまち三笠について(三笠ジオパークとの連携、石炭の地下ガス化) |
| 5 | 折笠議員 | ①学校教育について(市立三笠高等学校の施設整備) ②社会教育について(スポーツ・レクリエーション) |
| 6 | 只野議員 | ①「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について(策定スケジュール、現時点でのプラン策定) ②市立三笠総合病院の維持・充実について(検討委員会でのとりまとめ、市民の意見集約) ③国民健康保険について(国の医療保険制度見直しによる影響) ④公民館について(整備事業) ⑤個人番号カード交付事業について(進捗状況、セキュリティ対策と市民周知) |
| 7 | 武田議員 | ①経済・産業活性化の取組み方について(特命大使及び地域おこし協力隊を活用した活性化の考え方) ②交通環境について(市営バス運行維持に向けた今後の考え方) ③財政運営について(地方公共団体の財政の健全化に関する法律による制限を受けない財政運営の考え方) |
| 8 | 谷内議員 | ①人が元気で働けるまち三笠について(中心市街地の再整備) ②人と自然が共存できるまち三笠について(三笠ジオパーク) ③歴史文化の保存について(文化財の保護) |

主な議決内容

平成26年度繰越見込額の調整および歳入未整理予算を補正する「平成26年度三笠市一般会計補正予算の専決処分」1件。

三笠市の代表として農業、観光、文化、歴史の情報を広く発信する特命大使を選任するために必要な事項を定める「三笠市特命大使条例」、いじめ防止対策推進法の施行をふまえ、本市においてもいじめ防止対策を推進し、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるために必要な事項を定める「三笠市子どものいじめ防止等条例」などの条例制定3件。

移住定住の促進、まちの活性化を図るために、非常勤特別職職員として地域おこし協力隊員を募集することに伴う「三笠市非常勤特別職職員報酬等条例の一部改正」などの条例改正4件。

犯罪の抑止と市民の安全を守るため、通学路を含む市内主要箇所には防犯カメラを設置する費用342万円、使用済みの小型電子機器(携帯電話やカ

メラなど)の分別収集・再資源化への取り組みを行う費用136万円、高齢者や体の不自由な方にも利用しやすいよう公民館にエレベーターを設置するための費用4,295万円を増額する「平成27年度三笠市一般会計補正予算」など補正予算2件。

そのほか「平成26年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書」などの繰越計算書3件、「空知教育センター組合規約変更」1件、「動産の取得」1件、「三笠市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任」1件、「市が出資する法人の経営状況」の報告2件。

また、議員提案では「議員派遣」「議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査」2件、「ヘイトスピーチ根絶のため法規制を求める意見書」など意見書3件を原案どおり可決しました。

今回の定例会では、31の方が傍聴しています。

次回の定例会は9月に開催しますので、皆さんの傍聴をお待ちしています。

※本会議の会議録については、出来上がり次第、三笠市ホームページ内の「三笠市議会」に掲載していますので、ぜひご一読ください。また、市役所1階市民生活課市民室と公民館内図書館入り口横にも会議録を閲覧できるよう設置しています。

納税は、国民の義務です

【問合せ先】納税課納税係 ☎②3163

滞納は税負担の公平性を欠きます

皆さんが納めていただく税金は福祉や教育、除雪や土木事業などの行政サービスを支えています。市税を滞納することは、市の財政を圧迫し、市が行うさまざまな行政サービスを受けられなくなる場合があります。

滞納すると、損することばかり

税金を納期限までに納めなかった滞納者には督促状が送付され、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合には「滞納者の財産(給与、預金、生命保険、不動産、自動車、電化製品、貴金属など)を差し押さえなければならない」と地方税法で定められています。

納期限までにきちんと納めた納税者との公平性を図るため、延滞金を含めた滞納額は強制的

税金は、わたしたちの暮らしに必要な市の大切なお金です。

忘れないよう、納期限までに納めましょう。



に徴収します。この結果、滞納者は経済的な不利益を負うだけでなく、社会的信用も失うことになります。

滞納はそのままにしないで相談してください

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限までに納めることが困難な場合は、連絡してください。生活状況などを聞き取ったうえで、徴収の猶予などを行うことができますが、虚偽の申し出や納付計画を守らない時は、滞納処分の対象になります。

また、収入や財産があるのに納めない滞納者には、き然とした態度で滞納処分を執行します。

やむを得ない事情で納付が困難な場合は、放置せず必ず納税係に相談してください。